

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から同年 11 月までの期間、58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 58 年 5 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 9 月から 50 年 7 月まで
② 昭和 51 年 8 月から 52 年 5 月まで
③ 昭和 53 年 7 月から同年 11 月まで
④ 昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月まで
⑤ 昭和 58 年 5 月から 59 年 3 月まで

国民年金の加入については、姉からも勧められ、区役所の窓口でも「厚生年金保険とつながるように保険料を納付した方がいい。」と言われたので、国民年金に加入し、苦しいながらも納付してきた。

社会保険庁の記録では、申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間③については、申立期間が 5 か月と短期間であり、社会保険庁のオンライン記録では、昭和 53 年 12 月から 56 年 5 月までの国民年金保険料は納付済みとされているが、A 市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳では、53 年 12 月、54 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料の納付は記録されておらず、申立人の納付記録管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号が昭和 53 年 7 月ごろ B 市で払い出されており、この時点において、申立期間③は国民年金保険料の現年度納付が可能な期間である。

さらに、申立期間④のうち昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び申

立期間⑤については、57年7月31日と58年5月31日の国民年金被保険者資格取得届及び58年4月1日の資格喪失届が60年1月17日に届け出られ、過年度納付書が同年2月4日に発行されていることがA市の国民年金被保険者名簿で確認でき、申立人は納付書が送付された期間の保険料を納付したと供述していることから過年度納付書が発行された期間については、納付していたものと推認される。

- 2 一方、申立期間①、②及び④のうち昭和57年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①及び②について、昭和49年9月17日と51年8月21日の国民年金被保険者資格取得届及び50年8月1日と52年6月1日の資格喪失届が60年1月17日に届け出られたことがA市の国民年金被保険者名簿で確認でき、この時点において、申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間④のうち昭和57年7月から同年12月までの期間については、58年1月から同年3月までの国民年金保険料の過年度納付書が同年2月4日に発行されていることが確認でき、この時点において、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から同年11月までの期間、58年1月から同年3月までの期間及び58年5月から59年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年6月までの期間及び60年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から同年6月まで
② 昭和60年6月から同年9月まで

国民年金には、父親に勧められて自分で加入手続きを行い、保険料を納付した。

申立期間については、社会保険事務所から国民年金保険料の未納通知書が送られてきたが、10万円から20万円までの額であったため、一度で納めることができず、4回か5回に分割して、社会保険事務所で保険料を納付したことを憶えているが、社会保険庁の記録では、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

昭和60年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料の領収書は持っているが、他の期間の領収書は失くしてしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は3か月、申立期間②は4か月と各々短期間である上、申立人は、昭和59年7月から60年5月までの期間及び60年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることが社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、申立期間①及び②は、申立人が国民年金第3号被保険者届を提出したと考えられる61年7月時点において、国民年金保険料の過年度納付が可能な期間であり、申立内容に不合理な点はないことから、申立人は申立期間①及び②の保険料も過年度納付したと考えることが自然である。

また、申立人は、申立期間②直後の期間である昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料を納付したことを示す社会保険事務所の領収書を所

持しており、この領収書の国民年金保険料の納付日、納付場所及び金額等と申立内容に矛盾する点は見受けられない。

さらに、申立期間を含む昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料の総額は、申立人が納付したとする金額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀厚生年金 事案 412

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 23 日から 41 年 2 月 20 日まで

A社で働いていた期間が年金記録から抜けていたので、昭和 60 年 3 月ごろに社会保険事務所に行った。そのときに「A社の 3 年分も一つになりました。」と社会保険事務所に言われたので、年金記録が統合され、年金額の計算の対象となったと思って安心していたら、年金の裁定請求をする際に初めて脱退手当金を受給したことになることを知った。

A社を退職後、すぐに故郷に帰ってきており、脱退手当金の請求手続きもしておらず、もらったこともない。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号の前後 60 人のうち、女性で申立人の資格喪失日の前後 2 年程度の者、かつ、同社で 2 年以上の被保険者期間のある者は 30 人おり、この 30 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 5 人に支給記録があり、そのうち 2 人は資格喪失日から 1 年以上経過した後に支給されているとともに、A社の寮の同部屋であった元同僚は、「当時、脱退手当金について会社からの説明もなかった。」と証言していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は申立期間の事業所を退職後間もなくして帰郷して、厚生年金保険に加入している上、20 歳になって国民年金に加入して以降、厚生年金保険及び国民年金に加入しているところ、いずれも適切に切替手続きを行っており、未納期間は存在せず、年金を継続する意思がうかがわれるとともに、そのうち 2 回の厚生年金保険被保険者期間については申立期間と同一被保険

者記号番号になるよう加入手続がとられていることを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したのとして認識していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月15日から同年11月1日まで
昭和36年11月21日にA社に就職して以来、平成12年9月30日に退職するまで勤務したにも関わらず、社会保険庁の記録では、昭和41年10月15日から同年11月1日までの期間が厚生年金保険に未加入とされていた。
転勤はあったものの継続して勤務したので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における辞令簿及び雇用保険の記録などから判断すると、申立人が同社に昭和36年11月から平成12年9月末まで継続して勤務（41年11月1日にA社B事業所から本社へ異動）していたことが確認できる。

また、同社の人事部統括は、「申立人の人事異動発令日が昭和41年10月15日となっていることから、転勤に伴う資格喪失手続において、資格喪失日の錯誤の可能性が考えられる。」と供述しており、申立期間当時、同社B事業所で社会保険の事務に携わっていた同僚は、「転勤の場合、引き続き厚生年金保険料は控除されていたはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年9月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険庁の記録上の資格喪失日（昭和41年10月15日）が、A社の辞令簿上の発令年月日と一致しており、これは社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る41年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月、50年7月、52年9月から同年10月までの期間及び平成2年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月
② 昭和50年7月
③ 昭和52年9月から同年10月まで
④ 平成2年4月から同年8月まで

昭和58年9月に結婚するまでは両親と同居しており、母親に現金を渡し、市役所で国民年金保険料を納付してもらっていた。母親から受け取っていた領収書を現在は失くしてしまい、納付額も分からないが、母親が国民年金保険料を確実に納付していたと信じているので、社会保険庁の記録で、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

なお、15年ほど前からは、自分で国民年金保険料を納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①、②及び③については、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所の特殊台帳により、当初は国民年金の未加入期間であったものが、平成5年2月24日に国民年金の被保険者資格取得日及び資格喪失日とその前後の厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日に合わせてさかのぼって訂正し未納期間となったことが確認でき、申立期間④についても、社会保険庁の記録により、同日（5年2月24日）にさかのぼって入力されたことが確認できることから、いずれの申立期間においても、申立期間当時、市役所及び社会保険庁から申立人への保険料請求は行われなかったものと推認でき、

申立期間①、②、③及び④は、国民年金保険料が未納となっていることが判明した時点（5年2月24日）では、時効により保険料が納付できない期間である。

さらに、申立人は、申立期間①、②及び③に関する国民年金の加入手続、切替手続及び保険料の納付をすべて母親に任せていたと供述しているが、母親は高齢のため供述を得られないことから、申立期間当時の国民年金の加入手続、切替手続及び保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人は、厚生年金保険について、申立期間①では昭和48年5月31日に被保険者資格を喪失し、併せて、申立期間②では50年7月23日に被保険者資格を喪失し、いずれも翌月から国民年金に加入し保険料を納付していることが社会保険庁のオンライン記録等により確認できることから、申立期間当時、申立人又はその母親は、厚生年金保険の資格喪失月に国民年金に加入する必要がないと誤認していた可能性がうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 5 月 22 日から同年 8 月 20 日まで
(A社)
② 平成 15 年 10 月 1 日から同年 11 月 5 日まで
(B社)
③ 平成 16 年 4 月 26 日から同年 7 月 16 日まで
(A社)

平成 15 年 5 月 22 日から同年 8 月 20 日までの期間及び 16 年 4 月 26 日から同年 7 月 16 日までの期間に A 社の C 船舶に乗船した。また、その間、15 年 10 月 1 日から同年 11 月 5 日まで B 社の D 船舶に乗船した。

社会保険事務所に照会したところ、いずれも船員保険の加入記録が無い旨の回答だった。両船舶に乗船勤務していたので、申立期間について船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、申立人が所持している船員手帳に、A社でC船舶の雇入契約の記載があり、同船舶に乗船勤務していることが推認できる。

しかしながら、A社の業務を引き継いだE社では、申立人の雇用契約書、賃金台帳等、申立人が船員保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料は保管しておらず、船員保険の適用について確認することができない。

また、申立期間①及び③に係るA社において、社会保険庁のオンライン記録に、申立人の氏名は無い。さらに、申立人は、「A社では、多くの船員がF社から派遣されていた。F社はマンニング会社(船舶を所有しないで船員配乗のみを行う会社)だった。」と供述していることから、F社に係る社会保険庁のオンライン記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

加えて、F社の元取締役は、「申立人の給与から、平成 14 年の 4 月から 6 月までは船員保険料を控除している。申立期間①及び③については資料(計算書)によると、船員保険料は引いていないと思われる。」と供述しており、E社の現当主は、「A社から引き継いだ資料によると、申立人の申立期間①以

前の加入手続の書類は残っているが、申立人の申立期間①及び③の加入手続等の資料は無いので、船員保険の加入手続がされていないと考えられる。」と供述している。

このほか、申立期間①及び③に申立人の給与から事業主が船員保険料を控除していたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人が所持している船員手帳に、B社でD船舶の雇入契約の記載があり、同船舶に乗船勤務していることが推認できる。

しかしながら、B社は、賃金台帳等、申立人が船員保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料を保管しておらず、船員保険の適用について確認することができない。

また、申立期間②に係るB社において、社会保険庁のオンライン記録に、申立人の氏名は無い。さらに、申立人は、「B社へは、F社からの派遣だった。」と供述しているところ、F社に係る社会保険庁のオンライン記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

加えて、B社は、「申立人は、F社から派遣されて、短期間の間、D船舶に乗船していた。申立人に関しての費用は配乗費としてF社に支払っている。船員保険の加入はF社と申立人との間で対応されることである。」としているところ、F社の元取締役は、「申立人への支払記録によると、平成15年から申立人の給与からは船員保険料を控除していない。」と供述している。

このほか、申立期間②に申立人の給与から事業主が船員保険料を控除していたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 10 月ごろまで

昭和 29 年春に高校を卒業し、学校の紹介でA市のB問屋街にあったC社D事業所に勤務した。同社で4か月ぐらい勤務した後、本社へ異動した。D事業所では主に製品の配達をし、本社では、製品、材料の配達、裁断の手伝い及び荷造りをしたが、営業はしていない。自分のような仕事をしていた従業員は他にはおらず、他の従業員の業務は営業と事務、及び裁断だったと思う。C社D事業所は、自分が本社へ異動になった後すぐに閉鎖され、数人の営業社員が本社へ異動してきた。入社して1年半ぐらいは勤務したと記憶している。当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記憶する同僚4人のうち2人の氏名が記載されていること及び当該事業所の業務内容、社員寮で生活した同僚の氏名等、具体的な記憶が申立期間当時の同社の事務担当者の記憶と一致すること、また、申立人が主張するC社D事業所(登記では、E社)の閉鎖時期と、同社の移転登記の時期がおおむね一致することから、申立人が申立期間当時、両事業所に勤務したことは推認することができる。

しかしながら、C社は当時の人事記録、賃金台帳等を保管しておらず、申立人の勤務実態、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

さらに、申立期間当時、A市F町(現在の同市G町)で登記されたE社は、社会保険事務所が保管する事業所名称払出簿に適用事業所としての記載が無く、当該事業所を厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管するC社に係る健康保険厚生年金保険被保険

者名簿に、E社からC社へ異動したとされる同僚3人及び申立人の氏名の記載は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月から同年11月まで
(A事業所)
② 昭和26年11月から27年7月まで
(B事業所)

昭和26年4月からA事業所で勤務し、同年11月から27年7月までB事業所で勤務していたが、社会保険庁の記録によると、両事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所での勤務状況に係る具体的な供述により、申立期間①において、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A事業所は厚生年金保険適用事業所とはなっておらず、同社に係る閉鎖登記簿謄本に記載されている取締役4人について社会保険庁のオンライン記録で年金記録を調べたところ、4人とも申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録が存在しないことが確認できる。

また、申立人は、A事業所に係る同僚の氏名を覚えておらず、申立期間①における同事業所での勤務状況及び保険料控除に係る事情について供述を得ることができない。

さらに、A事業所は、既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等申立期間①に係る勤務状況を確認できる資料は残っていない上、申立人は給与明細書等を所持しておらず、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料が無い。

申立期間②においては、B事業所の現在の事業主の供述により申立人が同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、B事業所に係る厚生年金保険の新規適用年月日は平成4年10月1日であることが確認でき、それ以前に同事業所が厚生年金保険適用事業所であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間②当時のことを知るB事業所の先代の所長は既に死亡しており、人事記録、賃金台帳等申立期間②に係る資料は残っていない上、申立人は給与明細書等を所持しておらず、厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。